

第15回教育委員会（定例）議事録

1. 開 会

令和4年3月14日（月） 14時00分

2. 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

3. 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊

委 員 西田 正志

委 員 中村 貴子

委 員 垣内 敬造

委 員 山本 恭子

4. 会議に出席した職員

部長(学校教育担当) 稲山 悟

部長(生涯教育担当) 小林 康弘

次 長 西羅 忠和

次長兼教育研究所長 酒井 宏

教育総務課長 中野 悟

学 事 課 長 山本 毅

学校教育課長 岸田 幸雄

東部学校給食センター所長 酒井 直隆

西部学校給食センター所長 石田 哲也

こども未来課長 竹見 朋子

社会教育課長 谷掛 昭二

文化財課長 村上 由樹

中央図書館長 小島 理三

田園交響ホール館長 小林 純一

総 務 課 長 河南 剛

公 民 館 長 大路 和浩

教育研究所副所長 大野 圭一

教育総務課係長 田中 真紀子

6. 議事日程及び議案

別紙の通り

7. 開会宣言 14時6分

8. 会 期

(自) 令和4年3月14日

(至) 令和4年3月14日 1日間

9. 会議録署名委員名簿

中村委員

10. 閉 会 17時23分

丹後教育長	日程第 1、令和 3 年度第 14 回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は 2 番中村委員とする。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 4 年 3 月 14 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、議案に移る。議案第 27 号「市長権限事務の委任及び補助執行について」、この議案は、2 月 8 日及び 2 月 24 日からの継続審議の案件である。前回 2 月 24 日の臨時教育委員会では、「子育て支援に関すること」に関して、審議不十分のため再度継続審議とした。前回教育委員の皆さんからいただいたご意見もふまえて、教育総務課説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき説明》
中村委員	教育委員会で子育てを一貫して管轄することは賛成である。ただ今回の機構改革で教育委員会の管轄となる篠山チルドレンズミュージアム及びおとわの森子育てママフィールドに関わっている教育委員が在籍する。教育委員は、常に中立性で、レイマンの視点で発言をしていかねばならないと認識している。今後、市民に開かれた教育委員会が行えるのか。法的に問題がないと言えども、市民に疑義を持たれかねないことについて、教育長はどのように考えているのか。
丹後教育長	法的な問題はないことは確認している。教育委員が直接関わっておられるということで、疑義を持たれる不安が出る可能性は感じている。法的に問題はないということをきちんと説明する。今回の組織機構改革は、子育て施策を一体的にすることに意義があると考えるので、篠山チルドレンズミュージアム及びおとわの森子育てママフィールドだけを除外して教育委員会で事務委任を受けるということは、逆に問題があると思う。心配はあるが、きちんと説明していく。
中村委員	今後、「予算案を市長に提案することについて」の議案の審査で、篠山チルドレンズミュージアム及び子育てママフィールドプティプリに関連する予算審議について、関係教育委員はどのようにするのか。
中野課長	予算案審議は、分割で議決するものではなく、教育委員会分を一括で上程し、教育委員全員で審議するものであると調べている。
中村委員	それなら、篠山チルドレンズミュージアム及び子育てママフィールドプティプリに関する予算に関しても、関係教育委員も審議されるということか。
中野課長	予算審議について、関係教育委員の出席を認めることになる。
中村委員	法的に問題ないということであるが、市民や議会に対して理解いただき、

<p>丹後教育長 西田委員</p>	<p>納得いただいて透明性のある教育委員会、開かれた教育委員会であり続けることを願う。</p> <p>今いただいたご意見については、十分心に留め対応していく。</p> <p>今回の機構改革について、教育長は教育委員会事務局の代表としてどのように捉えているか見解を聞きたい。</p>
<p>丹後教育長 西田委員</p>	<p>子育て施策を一体的に教育委員会で対応することは、市の子育て施策について、総合的な観点でいうと、速やかに対応できるということでメリットは大きいと考える。教育委員会の事務量が膨大になる懸念はあるが、そこは組織的・人為的に整えたいと引き受けることが望ましいと考える。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>今回の改革を全てとせず、令和4年度が始まって様々な課題も出てくると思うので、改善が必要だということが出てくれば、すぐに改善にも取り組んでほしい。そこは事務局として十分見ていただきたい。</p> <p>今いただいたご意見はもったもである。様々な課題も出てくると思うが柔軟に対応して、施策がよりスムーズに進むよう取り組んでいく。</p>
<p>丹後教育長 委員</p>	<p>議案第27号「市長権限事務の委任及び補助執行について」を採決する。異議はないか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>賛成多数で、議案第27号「市長権限事務の委任及び補助執行について」を原案どおり可決する。本日付けで市長に、「同意通知」を提出する。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>議案第28号「丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について」と、次の議案第29号「丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則の制定について」は、関連する議題のため一括説明を行い、採決は個別で行うこととする。</p> <p>議案第28号、議案第29号、一括して教育総務課説明を求める。</p>
<p>稲山部長</p>	<p>《議案書に基づき説明》</p>
<p>中村委員</p>	<p>職務代理者規則の第3条について具体的な説明を求める。事務局職員を指定して委任することができるかどうか。</p>
<p>中野課長</p>	<p>教育長に委任できない事務というのが、地教行法第25条で決められている。「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること、教育委員会の点検及び評価に関すること」が委任できないもので、これらを除いたものが教育長に委任することができるものである。教育長が欠けた際、職務代理者は教育長委任事務について職務を代理するが、これら委任事務について職務代理者は事務局職員を指定し</p>

中村委員	<p>て委任できるということである。</p> <p>月1回という限られたなか、今後は職務代理者への負担が増えるということか。</p>
中野課長	<p>教育長が不在になった際、予め指名されている教育委員である職務代理者が事務局の事務を統括するが、職務代理者が実際事務を統括するのは難しいということで、学校教育部長が職務代理者から委任を受けて執行するということになる。</p>
山本委員	<p>教育長に事情があった場合に職務代理者がその職務を行うと理解しているが、それが1日や1箇月であっても対応するのか。</p>
中野課長	<p>職務代理者は決まっている。もし教育長が不在になった場合に、事務執行にあたり全ての事務を職務代理者で対応するのは難しいので、学校教育部長は職務代理者から委任を受けて事務を執行していくということである。</p>
西田委員	<p>具体的な事務について確認するが、教育長が長期にわたる海外出張や、極端な場合死亡となった場合、公印は職務代理者印を押して文書が発出されるが、それが学校教育部長に委任されたら公印はどうなるのか。</p>
中野課長	<p>職務代理者の権限は残っているので公印は職務代理者印である。ただ事務は学校教育部長となる。</p>
西田委員	<p>他市の規則を見ていると、まず代理するという規定を明記しているところもあった。また、先ほど中野課長から説明があった委任できない事務についてもこの規則に明記している自治体もあったが、本日の教育委員会で共通認識できたのでこのままでも良いとも思う。</p> <p>委任する部長の順序について確認する。</p>
稲山部長	<p>4頁、「丹波篠山市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則」第2条第2項に規定する部の順序で、学校教育部、こども未来部、社会教育部の順となる。</p>
丹後教育長	<p>1番に指摘のあった部分は、第1条に規定している。「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けた時にその職務を代理するもの」と規定しており、このことについて必要な事項を定めるものなので、職務代理者の役割は明確になっている。</p>
垣内委員	<p>この規則の目的は、教育長がもし欠けた時に職務代理者が委任を受けるということである。第3条は、その職務代理者が教育長の代わりをしている時に部長に委任をするのか、または教育長が欠けない時にも委任をされるのかがこの規則から読み取れない。もし後者ならその部分の規定も必要ではないか。</p>
中野課長	<p>職務代理者に関する規則に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにその職務を代理するものについて必要な事項を定めるものとする」と規定している。教育長が欠け、職務代理者を立てたときに初めて、職務代理者は部長に事務委任ができる。</p>
丹後教育長	<p>職務代理者のことは、現行規則を特別に変えたものではなく、現行からの部分を別立てをして規則を制定するものである。職務代理者は西田委員を</p>

垣内委員	<p>予め指名している。教育長が欠けないときの取扱も現行規則と変更はない。</p> <p>そういうことであれば、西田委員が言われたように委任できない事務を規定したほうがいいのではないか。教育長ができる事務全てについて職務代理者ができるという解釈になってしまう。</p>
丹後教育長	<p>教育長に委任できない事務については、教育長が欠けない場合も同様に委任できない。</p>
田中係長	<p>先ほど課長が申し上げた委任できない事務は法で定められ、本市は教育委員会事務決裁規則に細かく規定している。ここに規定のない部分が教育委員会が教育長に委任している事務である。</p> <p>教育長が欠けた際の職務代理者の選任の仕方については、会議規則の職務代理者の指定で規定している。</p> <p>教育長が欠けた際に、教育長に委任している事務を職務代理者が行うことになる。職務代理者がその事務について事務局職員に委任することができるが、指定する職員の「順序」を規定したのが今回の規則の制定である。</p>
垣内委員	<p>職務代理者に関する規則の条文には他の規則が入れこんでいるが、規則に上位はあるのか。</p>
中野課長	<p>現行の丹波篠山市教育委員会事務局組織規則で、「組織・事務分掌・職務代理者」の3点を規定している。それを、「組織・事務分掌に関する規則」と「職務代理者」の規則に分けた。規則に上位はなく同列である。</p>
中村委員	<p>説明の中で順位を決めるというのは、その2つの規則の順位を決めるということか。</p>
中野課長	<p>職務代理者から委任を受ける部長の順位を決めるということである。</p>
垣内委員	<p>では、今回上程された「内部組織及び事務分掌規則」と「職務代理者に関する規則」を両方読んで初めて理解できるということになる。</p>
西田委員	<p>そもそも教育委員会は事務局ではないので、「事務局組織規則」の中に教育長職務代理者のことが規定されていたことが相応しくなったということで、今回の規則改正になったと思う。そもそも教育委員会で決定しなければいけないことは委任できないということである。</p>
丹後教育長	<p>そのとおりである。</p>
酒井次長	<p>現行の「事務局組織規則」の中で、教育長は事務局のトップであるので、教育長が欠けた時の対応として、教育長職務代理者のことについて規定されている。職務代理者が何ができるのかということ「職務代理者に関する規則」の第3条で明確にし、教育長が欠けた時に、教育長に委任された事務を職務代理者が全てすることはできないので、職務代理者が事務局に委任することができることも第3条で規定し、第4条で事務局でも委任できるのは部長であり、その部長は学校教育部長、子ども未来部長、社会教育部長であると明確にしただけの規則である。</p>
丹後教育長	<p>委任する部長の順番を決めた。参考資料19頁の現行規則第4条に「教育長職務代理者」があり、第4条第1項、第2項及び第3項はそのまま「教育長の職務代理者に関する規則」に移行し、部の順番を第4条に追加したものが</p>

山本委員 稲山部長	<p>新しい規則である。今の状況が変わるものではない。</p> <p>過去、教育長が欠けた事例はあったのか。</p> <p>教育委員会制度が変わる以前に海外出張時であったように思う。今は通信関係等の発展により海外出張時でも指示命令ができるが、当時は連絡がなかなかとれないことから職務代理者が執行した時もあったように記憶している。</p>
山本委員	<p>このように明確に規定されたら、教育長が欠けた際も安心して対応できると思う。</p>
稲山部長	<p>規程自体は今までからある。本年度から部長が2人体制となり、4月以降は3部長になるので、指定する部長を明確にするために、また他市状況を見て職務代理者に関する規定は別立てが相応しいと考えたため、規則を2つに分けて制定し、部長の指定順序を第4条で追加したものである。</p>
丹後教育長 西田委員	<p>議案第28号についての質疑はないか。</p> <p>5頁、議案第28号について、第3条に課参事とあるが、第4条の職務欄には課参事がない。</p>
稲山部長	<p>また、グループ制とはどのようなものか具体的な説明をお願いします。</p> <p>課参事の記載については、課長等の「等」に含めている。</p> <p>グループ制であるが、今年度の例で申し上げますとコロナ対応について課を超えて行っている。西羅次長、酒井次長、学校教育課、学事課、こども未来課、教育研究所で構成し、連携して取り組んでいるおり、これをグループ制と捉えている。今後新たな課題も出てくると思うので、係、課や部を超えて協力体制で運営したほうが良いと思われることがあるために記載している。具体的な運用の指針については今後調整していく。</p>
西田委員	<p>第4条第4項の課参事の説明であるが、図書館長、給食センター所長を想定していたが、ここに課参事が入るのか。第3条には「課等に課長、所長又は館長（以下「課長等」という。）と規定されているので整合性がとれない。職は明確に規定しておかないといけない。</p>
丹後教育長	<p>ここで暫時休憩する。</p> <p>（休憩 15:10～15:25）</p>
丹後教育長	<p>休憩前に引き続き会議を再開する。</p>
丹後教育長 中野課長	<p>ご質問の課参事について、対応案について回答する。</p> <p>課参事の職務は、第4条第4項、「課長等」の次に、「及び課参事は」を追加し、「課長等及び課参事は」とする修正案を提出させていただく。</p>
丹後教育長	<p>今説明のとおり、第4条第4項中、「課長等は、」を「課長等及び課参事は」と修正案を提出する。</p>
垣内委員	<p>8頁、一番下、「(5)チルドレンズミュージアムに関すること」、11頁、別</p>

<p>稲山部長 垣内委員</p>	<p>表第 2 表、「チルドレンズミュージアム」とあるのが、特定するのであれば正式名称の「篠山チルドレンズミュージアム」にした方が良いと思う。</p> <p>全体的な意味として「チルドレンズミュージアム」としたい。</p> <p>他施設が正式名称なので、これだけ一般名称なのはどうかと気になった。「篠山チルドレンズミュージアム」の方が良いと思う。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>11 頁は具体的な施設名を規定しているので篠山を入れたほうが良い。8 頁は篠山を入れないほうが良いように思う。</p>
<p>稲山部長 丹後教育長</p>	<p>その内容で（案）を修正して提出する。</p> <p>では、8 頁は「チルドレンズミュージアム」のままとし、11 頁は、「篠山チルドレンズミュージアム」に修正して案を提出する。</p>
<p>西田委員</p>	<p>7 頁、学校教育課 教職員係、「(1) 県費負担教職員の任免、配置、賞罰及び服務に関すること」、「(2) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること」であるが、事務は市教育委員会事務局ですが、権限は県教育委員会なのでこの規定はいかなものかと思う。参考資料 22 頁、現規則は、「(1) 県費負担教職員の人事内申及び服務監督に関すること」と、その部分を明確にしている。議案第 28 号の規則（案）のような規定をしている自治体もあったが、それは市教育委員会へ権限移譲が行われている自治体であるからではないかと思う。今回このような明記にしたのはどのような意図であるのか。</p>
<p>酒井次長</p>	<p>事務をするという意味で書いた。近年教職員係がなかったので、何をする係であると明確にするために、「事務」という文言を入れた方がわかりやすいと考えこのような書き方とした。</p>
<p>西田委員</p>	<p>誤解を生まないためにも、書き方は従来の方が正しいと考える。懲罰委員会で罰するのは県教育委員会、しかし市教育委員会は服務監督はするということが実際である。</p>
<p>酒井次長</p>	<p>誤解を招かないよう、(1)、(2)を、現行規則「(1) 県費負担教職員の人事内申及び服務監督に関すること」に変更する。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>(1)、(2)を、現行規則「(1) 県費負担教職員の人事内申及び服務監督に関すること」に（案）を修正して提出する。よって（案）の号は、(11)までとなる。</p>
<p>西田委員</p>	<p>8 頁、教育研究所で、あえて「研修」についての記載がないのは、(3)「資質向上に関すること」に含まれているということか。</p> <p>また、コミュニティ・スクールについての記載がないのはなぜか。</p>
<p>酒井次長</p>	<p>研修については、講演等も含めて、「(3) 資質向上に関すること」に含んでいる。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>(2)「課題となっている教育内容の分野（学校園経営、学力向上、生徒指導、特別支援教育、幼児教育、教育の情報化等）に関する調査及び研究に関すること」のなかに、コミュニティ・スクールを含めている。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>修正案を明確にするため議案書を再提出をする。議案第 28 号及び議案 29 号についての採決は保留とし、次の議案に進む。</p>

丹後教育長	議案第 30 号、「丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」、こども未来課説明を求める。
竹見課長	《議案書に基づき説明》
中村委員	コロナ禍の状況で一定の利用者はあるのか。利用人数の推移はどのような状況なのか。
竹見課長	令和 2 年度、204 名利用、令和 3 年度 1 月末現在、373 名利用。2、3 月も含むと 400 名強の利用となる見込みである。
丹後教育長	議案第 30 号、「丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 30 号、「丹波篠山市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を可決する。
丹後教育長	議案第 31 号、「丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」、こども未来課説明を求める。
竹見課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	結局保育園の 3 歳以上の給食費はいくらになるのか。
竹見課長	月額 6,150 円になる。増える額を 3 歳児で 1 食あたり 50 グラムで計算し、米代として 20 円、20 日間で月額 400 円の増である。
西田委員	保護者から徴収する給食費はいくらになるのか。
竹見課長	給食費としては月額 6,150 円となり、所得や兄弟姉妹の状況で世帯によって異なってくる。
山本委員	15 頁、補助率及び限度額について表で説明してあるが、対象児童の欄で、「新 1 号認定で児童（同順位の児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）とあるが、これはどのようなことなのか。
竹見課長	新 1 号認定児童というのは、従来、幼稚園を利用する満 3 歳以上の児童で、預かり保育を利用せず、通常の短時間保育を利用する児童となるので、その順位が 2 人以上、例えば 4 歳児と 5 歳児が同一世帯にいる場合、1 人分だけを右列に記載の補助率及び限度額を適用するということである。
山本委員	双子の場合はどうなるのか。
竹見課長	同順位の児童が 2 人なので、同一世帯でみて 1 人分だけ適用になる。
西田委員	今まで、副食のみの提供であったが、これからは主食も入れて、一般的な家庭では月額 6,150 円となり、15 頁の表によると 3,080 円を限度として補助をした分を保護者から徴収する。生活保護世帯には全額を補助するというこ

竹見課長	とか。
西田委員	そのとおりである。 無償化は無料になるイメージを持つが、そうではなく、公立幼稚園 4、5 歳児と同程度の負担になるということか。
竹見課長	3 歳児にはおやつ代も含めているので、額にすると 4、5 歳児よりも少し増える。
西田委員	本市の幼稚園は 2 年保育なので、認定こども園については、4、5 歳児は学校給食、0 歳から 3 歳児はこども園の給食で、3 歳児についてこの措置をしたということであるか。
竹見課長	そのとおりである。本市では 4、5 歳児は幼稚園もこども園も学校給食を提供している。0 歳～2 歳児は園で主食も副食もある完全給食を提供している。3 歳児がおかずのみを提供しており、白ご飯を自宅から持参している。保護者へのアンケート調査も実施して、完全給食を実施してほしいというご意見が多かったので、4 月からは白ご飯の提供も導入し、完全給食に移行しようとするものである。
丹後教育長	議案第 31 号、「丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 31 号、「丹波篠山市副食費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を可決する。
丹後教育長	日程第 5、協議事項に移る。協議第 10 号「『令和 4 年度丹波篠山の教育』概要版について」教育総務課説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	「『令和 4 年度丹波篠山の教育』概要版について」は、説明にあったように、5 月 20 日に配布される 6 月号広報紙に挟み込みとなる。本日決定した「市長権限事務の委任及び補助執行」の内容も含んだものを市民に配布する。内容については 4 月定例教育委員会で再度提示する。
丹後教育長	協議第 11 号「『丹波篠山市立学校園医療的ケアガイドライン』の策定について」学校教育課説明を求める。
岸田課長	《議案書に基づき報告》
中村委員	「子ども達の命を守る丹波篠山の教育」を掲げており、一人一人の命、安全確保を第一に取り組んでいただいている。何点か詳しい説明を求める。 3 頁、②連絡体制の整備について、時間を要してしまうのではないかと感

<p>岸田課長</p> <p>西田委員</p> <p>岸田課長</p> <p>西田委員</p> <p>岸田課長</p> <p>西田委員</p> <p>岸田課長</p> <p>西田委員</p> <p>岸田課長</p> <p>西田委員</p>	<p>じた。一刻の猶予も許されない状況の中で、主治医の指示を待つとか緊迫した様子が読み取れない。</p> <p>教職員研修について、校長、教頭、職員の皆さんも医療的ケアに関する研修を受講し、吸引などの研修を受けるということであるが、授業等の準備があるなか教職員の負担はどうなのか。学級担任の役割についても、教職員のなり手の不足が懸念されるなか、更なる多忙化に危機を感じる。</p> <p>保護者の役割として、「体調の悪い日は登校園を控えること」とあるが、勤務をしている保護者が多いなか、無理をして登校させるということも出てくる部分もあると思うが、保護者としてしっかりコミュニケーションをとっていただきたい。</p> <p>緊急事態・災害時の対応のマニュアルでは、校長、教頭及び学級担当が不在時の対応について、たまたま通りかかった教職員が対応するということがあるが、これは訓練が必要ではないのかと感じた。</p> <p>災害時の非常食、医療材料・器具の備蓄であるが、これについてもチェックが十分でないと、いざ使用する際に医療機器が作動しなかったというようなことも出てくるのではと感じた。</p> <p>ヒヤリハット及びアクシデントの報告は、「様式 5 を教育委員会に提出する」に留まっているが、直接関与した教職員の心のケアも必要で大切にしてほしい。</p> <p>医療的ケアは命と隣り合わせで危険を伴う行為であるので、よく考えて取り組んでいただきたい。</p> <p>連絡体制については、緊急を要することで現在もフローチャートを作成し、学校内、バス内で緊急事態が発生した時についてフローチャートに基づいて対応している。指摘いただいたように緊急時は一刻を争うので、保護者とも確認をしている。</p> <p>保護者の役割で、体調がすぐれない場合登園校を控えていただくということについて、なかなか数値だけでは測れない部分もある。本人の体調を第一に考え、児童生徒の様子だけではわからない部分もあるので、事前に主治医や学校医と綿密に確認し、体調管理及び登校について、保護者と申し合わせをしている。</p> <p>養護学校で医療的ケアが必要な児童、生徒は何名か。</p> <p>幼稚部 1 名、中学部に 1 名である。</p> <p>令和 4 年度、普通学級に在籍予定で医療的ケアが必要な児童生徒はどうか。</p> <p>普通学級にはない。</p> <p>養護学校に在籍する 2 名はこのガイドラインが適用されるのか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>学校医と指導医の関係はどうなるのか。</p> <p>現在は、学校医に指導医を兼ねていただいている。</p> <p>このガイドラインがそのまま実施されると、いろんな課題があると思う。学校医と指導医を兼ねると、報酬も必要である。学校医の報酬の規則もあり、</p>
---	--

岸田課長	<p>指導医を兼ねる場合の規則を整える必要がある。養護学校であれば加算をするとか、今は普通学級はないと想定しているが、急に事例が発生した場合、予算措置を伴うことも出てくると思うがそこはどのように考えているか。</p> <p>現在では医療的ケア指導医としては委嘱しておらず予算措置もできていない。来年度も学校医に指導医を兼ねていただくという状況である。</p>
西田委員	<p>教育行政としてそれでいいのかどうかも含めて精査が必要である。看護職員にしてもガイドラインには記載はあるが、予算があつての話である。養護学校でも看護師配置がなかなか難しいなか、普通校にも看護師が配置できるのか。ガイドライン自体は国からの流れで策定ができて、現場ではこのとおりできるかという部分がある。ニーズがあつてからではなく、今から準備を進めておくべきと考える。</p>
岸田課長	<p>7頁、施行日は、月だけではなく日も記載するものである。</p> <p>いただいたご意見については、心に留め、精査し、学校の実態に対応できるよう早急に取り組んで行く。</p>
山本委員	<p>なお、このガイドラインは4月1日施行できるよう準備を進める。</p> <p>学校医と指導医が兼務であるということであるが、学校医は医療ケア児に詳しい方にお世話になっているのか。</p>
岸田課長	<p>対象児を在宅医療で訪問診療もしていただいている。</p>
山本委員	<p>6頁、フローチャートに医療的ケア推進委員会があるが、市社会福祉課ではどのような職員が関わっているのか。</p>
岸田課長	<p>校内医療的ケア推進委員会と医療的ケア推進委員会があり、医療的ケア推進委員会は校内医療的ケア推進委員会を拡大したものである。学校医、整形外科医、社会福祉課からも出席され、看護師体制や福祉との連携について、社会福祉課にはそのような視点から意見をいただいている。</p>
山本委員	<p>教育委員会、学校、保護者の3者での合意形成が大事である。自分も保護者の立場であれば、なかなか意見も言いにくいのではと思う。そこに医療的コーディネーターを入れることが望ましいと書いてあるが、予定はないのか。</p>
岸田課長	<p>医療的ケアコーディネーターもおられる。必要に応じて連絡をとり連携をとりながら進めているところである。</p>
山本委員	<p>保護者は入学前、教育委員会より前に、どのようなところで入学について相談をされているのか。そして教育委員会はその機関との連携はどうか。</p>
岸田課長	<p>保護者による入学に際しての相談は主治医ではないかと思う。教育支援委員会で学校訪問調査をして答申を出す流れになっており、教育支援委員会は主治医と連携を図っている。答申に基づき保護者との話し合いをしている。</p>
垣内委員	<p>教職員であっても特定の研修を修了した人は医療特定行為ができると認識しているが、そういった教職員はどれだけいるのか。</p>
岸田課長	<p>予算としては医療的ケア基礎研修として確保し、受講していただいている。実際にケアをしている状況はない。</p>
酒井次長	<p>試験を受けて認定を受けて取得できる。その対象児にしかできない、かなり高度な試験であり、取得までいくのに複数年かかる。資格をもった職員を</p>

	育成するのは今の体制では非常に難しい状況であり、看護師に頼っている。
丹後教育長	協議第 11 号「『丹波篠山市立学校園医療的ケアガイドライン』の策定について」は、ここまでとする。今月 25 日、臨時教育委員会において議案として提出する。医療的ケア看護職員の定着が非常に難しく苦労している。保護者は学校生活時間を増やすことを望まれているが、命に関わる体制が整わない。いろんな手立てを講じてはいるが、なかなか難しく苦慮している。このガイドラインができることがまず一步であると思っている。対策を整えていかなければいけない。簡単にはいかないが、子どもが安心して通えるようにしたい。
丹後教育長	では、協議第 11 号「丹波篠山市立学校園医療的ケアガイドライン」についての協議はここまでとする。
丹後教育長	ここで、日程第 4、議案第 28 号「丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について」の修正案を提出する。 内容をご確認いただきたい。口頭で修正すると説明した箇所について、朱書きをしている。 再度になるが、質疑はないか。 それでは、議案第 28 号「丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について」の採決に入る。 議案第 28 号「丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について」、この修正案に異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 28 号「丹波篠山市教育委員会事務局組織規則の全部を改正する規則の制定について」を修正案のとおり可決する。
丹後教育長	続いて、議案第 29 号「丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則の制定について」の採決に入る。 議案第 29 号「丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則の制定について」異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 29 号「丹波篠山市教育長の職務代理者に関する規則の制定について」を原案どおり可決する。
丹後教育長	日程第 6、報告事項に移る。報告第 1 号「寄附採納について」教育総務課報告を求める。
田中係長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 2「後援名義の承認について」教育総務課報告を求める。

田中係長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告3「小中学校児童生徒の問題行動等（1,2月分）について」学校教育課報告を求める。
岸田課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告4「令和3年度2月、3月小・中・特別支援学校定例校長会について」学校教育課報告を求める。
岸田課長	《議案書に基づき報告》
中村委員	<p>いじめアンケート結果も詳しく分析いただきよくわかった。集団がある限りいじめは無くならない。人は何かをターゲットにすることで自分の居場所を確保するという深層心理から起こり得る事を前提に、「そこまで行ったらダメ」の感覚を持ってほしい。「SOSを出しキャッチ出来るコミュニケーション雑談作り」は大切であるので、今後も大切にしてほしい。</p> <p>前回の講演で教えていただいたように、言語表現、自分の意見をきちんと相手に言える、そのことで話し合いによる解決などを覚えていくので、自分の意見がしっかりと伝えられる確かな学力も同時に身につけてほしい。</p>
山本委員	<p>アンケート分析結果を見てそのとおりだと感じた。SOSを出しやすくなる関係づくりや、安心して過ごせるクラス作りはとても大事である。違いを認め合う雰囲気づくりを今後も学校現場でお願いしたい。</p> <p>1点嬉しいことは、いじめをしている人を見た時の対応で、教職員に伝えるという行為が上位である。誰かに伝えるということが年々根付いてきていると感じた。</p>
西田委員	3月定例校長会、4報告・連絡事項（3）丹波篠山市立小中特別支援学校周年事業支援実施要領（案）」とはどういうものか。
中野課長	<p>対象は団体は、PTA、学校運営協議会、実行委員会等の学校協力団体を想定している。周年事業は学校の把握が必要だと考えているので、申請段階で学校長の同意を得てもらうようにする。目的としては、学校の歴史、伝統を尊び、子どもたちの学びや郷土愛を醸成するために実施する周年事業で、具体的には、卒業生を講師に招いた講演会、記念写真撮影、周年クリアファイル作成などを通じて創立を祝うようなものと考えている。ただ、主体的に考えるのはPTAなどが学校と調整いただきながらしていただくものと考えている。</p> <p>10周年を単位とし、1校あたり10万円を上限としている。予算は50万円を確保している。</p>
稲山部長	当初予算要求の際にも説明をしたが、発端はふるさと一番会議で、篠山小

<p>西田委員 中野課長</p>	<p>学校が150周年を迎えるにあたり、市からの何らかの支援を希望され、また丹南中学校でも同様に、丹中イメージキャラクターを作成され、何らかの支援を希望されたことがあった。これを受けて教育委員会として、地域における学校として重要な役割であるので、補助を必要なことと判断し、市内全域の周年予定を調べ、僅かであるが市として周年事業に対する補助金制度を創設した。</p> <p>学校が実施主体としているのか。 していない。団体が実施主体である。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>報告5「『丹波篠山市歴史美術館の資料にかかる事案』について」文化財課説明を求める。</p>
<p>村上課長</p>	<p>《議案書に基づき報告》</p>
<p>垣内委員 村上課長 垣内委員 村上課長</p>	<p>この報告は最終的にどこに提出されるものか。 市内運動団体と当該地域に対してである。 報告をした地域の方はご承知いただいたのか。 市内運動団体と当該地域の役員の方に報告書を手渡しさせていただき、その内容について了解いただいた。お伝えいただくと聞いている。</p>
<p>垣内委員 丹後教育長</p>	<p>もし、何かリアクションがあれば、それについても教えてほしい。 報告書としては最終報告であるが、今後も研修は続けていかなくてはいけない。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>最後、報告9、教育長報告になる。</p> <p>本日は篠山中学校卒業式、3月9日は西紀中学校卒業式に出席した。中学校卒業式で感じたのは、義務教育の集大成ということで、それぞれに素晴らしい、厳粛な雰囲気の中にも温かさがあり、感謝の気持ちも充満したような卒業式であったと感じた。丹波篠山の教育の成果、総決算を良いかたちで見ることができ嬉しかった。</p> <p>2月28日に総務文教常任委員会に出席した。通常は事務局職員の出席であるが、議会から教育長の意見を求めるということであったので出席した。</p> <p>少子化が進むわが市のなかで、子どもの学びについてどう考えているか聞かせて欲しいということであったので、私の意見も含めて、今教育委員会としてお話できることについて、配置等について考えを申し上げた。</p> <p>就学前の乳幼児教育保育教育については、幼保一体化計画で議論されてきているが、基本的な方向として、全市的に様々な利点がある認定こども園を目指す。異年齢の子が比較的多く集まり、職員も多い。1箇所ですべての保育、幼稚園教育、預かり保育もそこでできる。保護者にとっても子どもの成長にも利点があるということで、基本的には認定こども園化を目指す。しかし、どこを何年から取り組む等の具体的な計画は今の段階ではない。特段の事例が生じ</p>

丹後教育長	<p>たところ検討を始め、今は今田地区から始めている。</p> <p>学校については、令和3年度の小学校1クラス、平均21人、中学校33人、この規模は決して課題のある人数ではなく、少人数教育、個別最適な教育に適した人数である。今後も少しは減るが、小学校で10数人～20人、中学校で30人前後が続く。</p> <p>また、小学校が地域拠点でもあるので、一定今のかたちでを維持する。ICT環境も整っていることから、他地域とのコミュニケーションも比較的できる。現状を基に、少人数課題を克服、活かした教育方法の改善を考えている。現状を基に少人数の課題を克服、少人数教育を更に活かした教育をやっていく。</p> <p>ただ、近年の出生数は極端に少なくなるので、将来を想定した対応も考えておかななくてはいけないと思う。当面は今のままで工夫改善をしていくが、将来的には出生数を基に備えていかなければいけないと申した。</p> <p>教育委員の皆さんとも一緒に、少子化での丹波篠山の教育の充実について考えていきたい。</p> <p>本日の教育委員会については、議案の修正もありご迷惑をおかけしたことをお詫びする。</p> <p>以上で教育長の報告とする。</p> <p>それでは、第15回定例教育委員会をこれで終了する。</p>
-------	--